

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十条の三及び別表第四号の三の規定に基づき、無線設備等保守規程の変更認定を要しない軽微な変更事項を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第四号の三第五項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する変更認定を要しない軽微な変更は、無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要の変更のうち次に掲げるものとする。

- 一 最高責任者の氏名又は役職の変更
- 二 無線設備等の点検を行う者の変更（員数が減少しない場合であつて、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号。以下「法」という。）別表第一に掲げる条件（無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に従事した経験年数について無線設備等保守規程で別途定めている場合はその年数に適合したものに限る。以下次項において同じ。）のいずれかに適合する知識経験を有する者に変更する場合に限る。）

- 三 無線設備等の点検及び点検結果の判定を行う者の変更（員数が減少しない場合であつて、法別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者又は航空無線通信士の資格を有し、無

線設備の機器の試験、調整若しくは保守の業務に五年以上従事した経験を有する者に変更する場合に限る。）

四 無線設備等の点検を行う者及び点検結果の判定を行う者の監督の下に無線設備等の日常保守や電
気的特性のデータ取得を行う者の変更（員数が減少しない場合に限る。）